

終戦当時の引揚者の方々へ

～保管物件の返還について～

税関では、終戦後外地から引き揚げてきた方々が、税関などに預けられた通貨（紙幣）や証券などをお返ししています。

税関でお返ししている保管物件は次のとおりです。

・外地からの引揚者が、上陸地の税関、海運局に預けた通貨（紙幣）、証券類など。

・帰国前に外地の集結地において在外公館や日本人自治会などに預けた通貨（紙幣）、証券類のうち、その後日本に送還されたもの。

※通貨・証券類：旧日本銀行券、郵便貯金簿、預金証書、生命保険証書など

返還の申し出・お問い合わせは、ご本人ばかりでなく、ご家族の方でも結構です。

また、返還の請求には、お預かりした際の「保管証」か「預り証」が必要ですが、それらの書類がなくても、ご本人のものであることが確認できれば、お返しできる場合があります。お心あたりの方は、左記税関までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

神戸税関 宇野税関支署

〒706-0011 玉野市宇野1丁目8番1号

電話：08663-3115375



戦没者遺児による 慰霊友好親善事業

この事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

費用は、参加費として9万円。5年を経過した方は2回目の応募をすることができます。

日程等の詳細は、下記までお問い合わせ下さい。

《実施地域》

- マリアナ諸島 ○東部ニューギニア
- トラック・パラオ諸島 ○ボルネオ・マレー半島
- フィリピン ○ソロモン諸島 ○ミャンマー
- 台湾・バジー海峡 ○インド ○中国
- 西部ニューギニア ○ビスマーク諸島
- マーシャル・ギルバート諸島

お問い合わせ先

日本遺族会事務局電話 03-3261-5521

8月は北方領土返還 運動全国強調月間です

はばまいぐんとう しこたんとう くなしりとう えとろふとう

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島は我が国固有の領土です。

1855年「日魯通好条約」が結ばれ、択捉島以南を日本の領土としましたが、1945年にソ連に不法占拠され、ソ連が崩壊してロシアとなった現在もその状態が続いています。

北方四島の日も早い返還のためには、私たちみんながこの問題への理解と関心を深め、世論を結集させることが重要です。

北方領土の早期返還実現に向けて、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

～ 考えよう みんなで解決 北方領土 ～

【お問い合わせ先】

岡山県北方領土返還要求運動県民会議

（事務局：岡山県総合政策局公聴広報課内）

Tel. 086-226-7158